

コロンビア会社監督局基本的法的通達

第 10 章の全般的変更

～マネーロンダリング、テロリズムに関するリスク管理システム

『SAGRILIFT』への企業の対応～

(2021 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 **Lloreda Camacho & Co.**に作成委託し、2021年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび **Lloreda Camacho & Co.**は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Lloreda Camacho & Co.**が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ボゴタ事務所
E-mail：CBO@jetro.go.jp

JETRO

目 次

| | | |
|----|----------------|---|
| 1. | はじめに | 1 |
| 2. | 新基準 | 1 |
| 3. | 最低措置制度 | 3 |
| 4. | その他の重要事項 | 4 |
| 5. | 導入までの期間 | 6 |
| 6. | 不履行による罰則 | 6 |

コロンビア会社監督局基本的法的通達
第 10 章の全般的変更

1. はじめに

2020 年 12 月 24 日、会社監督局は外部通達 No.100-000016（以後、「外部通達」）を発行し、それを通じて、マネーロンダリング、テロリズムへの資金供与、大量破壊兵器拡散への資金調達についての自己管理および包括的リスク管理システム (SAGRILAFT) に関連する基本的法的通達第 10 章を全面的に修正した。

第 10 章の新しい規定に従うと、特に、(i) どの会社、どの外国企業の支店、または個人事業主が SAGRILAFT を導入する必要があるかを定める基準が変更され、(ii) 最低措置制度が創設され、(iii) その実施までの期間が短縮された。

2. 新基準

外部通達の発行日（2020 年 12 月 24 日）の時点で、経済セクターに応じて下記の基準の全てを満たす商業会社、外国企業の支店、または会社の監督官庁によって監督される個人事業主は、SAGRILAFT を導入する義務がある。

| セクター | 経済活動 | 総収入額 | 会社監督局による監視の状況 |
|-------------|--|--------------------------------------|---------------|
| その他のセクター | 下記に列記したセクターとは異なる活動 | 40,000 SMLMV* (351 億 1 千 212 万ペソ) | 監視または管理 |
| 不動産業者 | 「顧客のための不動産の購入、売却、交換、賃貸の仲介サービス」の活動を会社目的として実施することができる者。 ただし、直前の暦年に、100 SMLMV (8 千 778 万 300 ペソ) 以上の価値で、上記の活動に関連して事業を行った場合に限る。 | 30,000 SMLMV (263 億 3 千 409 万ペソ) | 監視または管理 |
| 貴金属および貴石の取引 | 貴金属や貴石の取引に常に従事している者。 | 30,000 SMLMV (263 億 3 千 409 万ペソ) | 監視または管理 |
| 司法サービス | その登録された経済活動、あるいは最も多くの収入を生む活動が、経済活動コード第 4 版 (CIU Rev.4 A.C.) の 6910 に該当する者。 | 30,000 SMLMV (263 億 3 千 409 万ペソ) | 監視または管理 |

| | | | |
|--------|---|--------------------------------|---------|
| 会計サービス | その登録された経済活動、あるいは最も多くの収入を生む活動が、経済活動コード第4版(CIIU Rev.4 A.C.)の6920に該当する者。 | 30,000 SMLMV (263億3千409万ペソ) | 監視または管理 |
|--------|---|--------------------------------|---------|

*SMLMV：現行の法定最低賃金月額

| セクター | 経済活動 | 総収入額 | 会社監督局による監視の状況 |
|---------------------|--|---|---------------|
| 建物建設および土木工事 | その登録された経済活動、あるいは最も多くの収入を生む活動が、経済活動コード第4版(CIIU Rev.4 A.C.)の4111、4112、4210、4220、または4290に該当する者。 | 30,000 SMLMV (263億3千409万ペソ) | 監視または管理 |
| 仮想通貨サービス | 別の自然人または法人のために、またはその代理として、次の一つ以上の活動を行う者。 (a)仮想通貨と法定通貨間の交換。(b)一つ以上の形式の仮想通貨間の交換。(c)仮想通貨の移転。(d)仮想通貨の制御を可能にするツールまたは仮想通貨の保管または管理。(e)発行者のオファーまたは仮想通貨の売却に関連する金融サービスへの参加および提供。(f)仮想通貨に関連するサービス全般。 ただし、直前の暦年に、100 SMLMV(8千778万300ペソ)以上の価値で、上記の活動に関連して事業を行った場合に限る。 | 総資産：5,000 SMLMV (48億3千901万5,000ペソ) 総収入：30,000 SMLMV (263億3千409万ペソ) | 監督 |
| 特別監督セクターまたは特別制度セクター | ビジネス自己資金調達計画管理会社(SAPAC)。 会社監督局によって監督される給与天引きオペレーター。 | 適用せず | 適用せず |

| | | | |
|-----------------------|---|------|----|
| | マルチ商法を実施する会社。 畜産業者基金。 会社監督局の監督下でファク タリング活動を行う会社。 | | |
| 仮想資産の 寄付を受けた 企業 | 前年 12 月 31 日時点で、仮想資 産による寄付を 1 件以上受けた 会社。 ただし、その個別あるいは全体 の寄付額が、100 SMLMV (8 千 778 万 300 ペソ) 以上の 価値であった場合に限る。 | 適用せず | 監督 |

*SMLMV：現行の法定最低賃金月額

3. 最低措置制度

さらに、外部通達で最低措置制度が創設された。それによれば、SAGRILIFT で要求されるすべての措置を導入する必要はないが、次の措置は導入しなければならない。

- 3.1 特に企業の活動や取引相手のリスクプロファイルに関して、マネーロンダリング (LA)、テロ資金調達 (FT)、および大量破壊兵器の拡散の資金調達 (FPADM) に関連するリスクを考慮しなければならない。これらは、外部通達ではまとめて LA/FT/FPADM と呼ばれている。
- 3.2 LA/FT/PADM リスクについて従業員や共同経営者に周知する (少なくとも年に 1 回)。
- 3.3 信頼できる文書、データ、または情報を使用して、取引相手を特定し、その身元を確認するための手順を確立する。
- 3.4 取引相手の最終受益者を特定し、その身元を確認するために適切な措置をとる。
- 3.5 入手可能なツールを使用して、最終的な受益者の名前と身分証番号を取得するため、取引相手の資産構造を知るための合理的な措置をとる。
- 3.6 取引相手とのビジネス関係に与えようとする目的や性質に関する情報を理解し、必要な場合、取得する。
- 3.7 商業関係について継続的なデューデリジェンスを実施し、実行された取引を調べ、取引相手に関して、会社の知識およびそのリスクプロファイルと一致していることを確認する。
- 3.8 最低措置の導入と実施に関する記録や根拠書類を備える。
- 3.9 バインディングリストを常に参照し、バインディングリストに含まれているいずれかの組織の名前や、そのコントロールや管理下にある資産、商品、製品、基金または所有権が特定された場合、あるいは確認された場合、UIAF (緊急情報分析局) に報告し、国家検察庁に通知する。
- 3.10 UIAF への現金に関するレポート、および異常なオペレーションや疑わしいオペレーションを感知するためのアクションを定め、採用し、モニタリングする。
- 3.11 法定代表者を SIREL (オンラインレポートシステム) に登録し、疑わしいオペレーション

に関するレポート (ROS) およびその他必要なレポートを UIAF に提出する責任を担わせる。

LA/FT/FPADM に関する指示を出す権限をもつ他の機関によって監視されていない、検査状態にある企業を含め、会社監督局の監督下にある商業会社、個人事業主、または外国企業の支店は、以下の経済セクターで次の条件のすべてを満たす場合、最低措置制度を導入する義務がある。

| セクター | 経済活動 | 総収入または総資産額 |
|-------------|--|--|
| 不動産業者 | 顧客のための不動産の購入、売却、交換、賃貸の仲介サービスの提供に常に従事している者。 | 資産：5,000 SMLMV (43億8千901万5,000ペソ) 収入：3,000 SMLMV (26億3千340万9,000ペソ) |
| 貴金属および貴石の取引 | 貴金属や貴石の取引に常に従事している者。 | 資産：5,000 SMLMV (43億8千901万5,000ペソ) 収入：3,000 SMLMV (26億3千340万9,000ペソ) |
| 司法サービス | その登録された経済活動、あるいは最も多くの収入を生む活動が、経済活動コード第4版 (CIU Rev.4 A.C.) の 6910 に該当する者。 | 資産：5,000 SMLMV (43億8千901万5,000ペソ) 収入：3,000 SMLMV (26億3千340万9,000ペソ) |
| 会計サービス | その登録された経済活動、あるいは最も多くの収入を生む活動が、経済活動コード第4版 (CIU Rev.4 A.C.) の 6920 に該当する者。 | 資産：5,000 SMLMV (43億8千901万5,000ペソ) 収入：3,000 SMLMV (26億3千340万9,000ペソ) |

4. その他の重要事項

4.1 コンプライアンスオフィサー

コンプライアンスオフィサーに関する主な新しい事項は、次のとおりである。

- i. 以下を定めなければならない。(i) コンプライアンス責任者が満たすべきプロファイル、(ii) 法的能力の欠如と兼務不可能な条件についての規則、(iii) 利益相反の管理、および (iv) この職務に就く人物の具体的な役割。
- ii. コンプライアンスオフィサーは取締役会により任命されなければならない、上記組織に直接報告をする。取締役会が存在しない場合、法定代表者が、この職務に就く者を会社の最高組織に提案し、コンプライアンスオフィサーはこの組織に対し報告を行う。
- iii. 副コンプライアンスオフィサーを持つ可能性が定められた (勧めている)。
- iv. コンプライアンスオフィサーが有すべき次の最低条件が定められた。

- ▶ 大卒資格者であること。
 - ▶ SAGRILAFT に関する職務に最低 6 か月の就労経験が証明されること。
 - ▶ LA/FT/FPADM に関するリスク管理についての知識が証明されること。
- v. コンプライアンスオフィサーが任命、交代するごとに、会社は、任命された人物がこの職務に就くために必要とされる条件をすべて満たしていることを証明しなければならない。
- vi. さらに、営業日 15 日以内に、会社監督局に任命について届け出なければならない。
- vii. コンプライアンスオフィサーとして任命される人物についての禁止事項と兼務不可能な条件には次の事項が含まれる。
 - ▶ 経営側、内部あるいは外部の監査会社や管理（コントロール）会社に属さないこと。
 - ▶ 会社の法定代表者であってはならない。
 - ▶ 10 を超える企業で SAGRILAFT コンプライアンスオフィサーとして任命されてはならない。
 - ▶ 同一人物が、お互いに競争する企業のコンプライアンスオフィサーとなることはできない。
- viii. コンプライアンスオフィサーが、(i) 雇用関係にあること、(ii) 役務提供契約を結んでいること、(iii) この種のサービスを提供する法人の共同経営者である、ことが可能である。

4.2 リスクマトリックス

外部通達によれば、SAGRILAFT を導入する義務を持つ会社は LA/FT/FPADM に関するリスクマトリックスを持つための方法を定めなければならない。これに従い、LA/FT/FPADM のリスク要素について、より適切なコントロール措置を定め、適用することになる。

4.3 デューデリジェンスレベル

外部通達では、次の二つのデューデリジェンスレベルを含めている。

(i) 相手について知るための手順に基づくデューデリジェンス。(ii) 相手についてより深く知るための、単なるデューデリジェンスを超えた、追加措置を含む強化されたデューデリジェンス。

4.4 データベース構築の義務性

外部通達では対象企業が現在および将来のアラートを特定し、まとめるためのデータベースあるいは別のメカニズムを構築する義務が定められた。

4.5 会計監査による報告

会計監査人は、UIAF の SIREL にユーザーとパスワードを申請しなければならない。また、通常の業務実施の中で、疑わしい取引を見出した際は、疑わしい取引に関する報告を UIAF に提出しなければならない。

5. 導入までの期間

12月31日時点でSAGRILAFT導入の義務についての基準を満たす企業は、翌年の5月31日までに外部通達に示された然るべき形式で、SAGRILAFTを導入しなければならない。

また、外部通達では、SAGRILAFTの内容と手順の変更に関し、SAGRILAFTを既に有している会社については、SAGRILAFT導入の新しい措置を遵守できるよう改定するための期間が2021年5月31日まで与えられた。

12月31日時点で最低措置導入の義務を有する会社は、翌年5月31日までにこの義務を果たさなければならない。

6. 不履行による罰則

SAGRILAFT導入の義務がありながら、これを導入しない会社、または、このために定められた期間外にこれを導入する会社、あるいは、最低措置導入の義務がありながらこれを導入しない会社は、会社監督局による行政調査の対象となりえ、この調査により、現行の法定最低賃金200か月分（2021年度では1億8千170万5,200ペソ—約5万2,110ドル）の罰金を科される可能性がある。

外部通達では、不履行による罰則が、(i) 義務を負う会社、(ii) コンプライアンスオフィサー、(iii) 会計監査人、および／または (iv) 義務を負う会社の経営者に課せられる可能性があることを定めていることを特筆する。